

ID: 225

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町下水道条例 第29条第2項		
例 規 番 号	平成11年 条例第22号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(占用)</p> <p>第二十九条</p> <p>2 管理者は、前項の占用許可を受けた者から、占用料を徴収する。</p> <p>3 前項の占用料の額及び徴収方法は、聖籠町道路占用料等徴収条例(昭和三十八年条例第九号)の規定を準用する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日